

資料3

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体 (部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
1	静岡県独自の耐震基準について	<p>・県建築基準条例により、建築基準法の基準よりも、県独自のさらに厳しい耐震基準があるが、条例が想定する地震の揺れの大きさが現実的なものか検討をお願いしたい。当該建物の立地する地盤、地形等を考慮した上で、本当にその耐震強度が必要かを見極める必要があると思料する。</p> <p>・条例による県独自の基準への対応に費用を要することから、事業運営の支障となっているケースがある。</p> <p>・なお、将来的に耐震基準が必要な建物の面積基準が引下げとなった場合、伊豆地区には金銭面より対応不可能な旅館が多数存在している。</p> <p>(伊豆地区で大規模な旅館を運営する事業所からの要望)</p>	企業・団体	県 建築安全推進課 建築確認検査室	<p>・静岡県建築基準条例第10条の2及び関係規則等により、改正条例施行日の平成29年10月1日以降に建築する建築物は、構造計算による耐震強度を建築基準法規定の1.2倍以上とすることを義務化している。</p> <p>・ただし、「建設地周辺の地質や地震波の伝わり方等の調査をもとに適切に算定した地震動」により計算する場合には、1.2倍とする必要はない。例えば、算定した地震動が、建設地の強固な地盤や様々な要因により、当条例が想定する地震動より小さければ、1.2倍未満としてもよい。</p> <p>・県第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震の地震動の大きさは475ガル程度であり、建築基準法で想定している300～400ガルの1.2倍程度となっている。</p> <p>・耐震強度を1.2倍とする場合のコスト増については、一般建築物において1%程度であると想定している。</p> <p>・大規模建築物については、耐震診断が義務化されたが補強は義務ではない。また、面積基準の引下げの動きは国から伝達されていない。</p> <p>・当規制は、平成29年10月1日以降に建築する建築物を対象としており、耐震性のない既存建築物を耐震補強する場合には、耐震強度を建築基準法規定の1.2倍以上とすることは義務化していない。</p>	条件を満たせば可能性あり	<p>・県では、建築基準法で想定する1.2倍程度の大きさの地震動を想定して設計することにより、地震時の建築物の倒壊を防止するほか、被害軽減効果が期待できると考えている。これは、想定される南海トラフ巨大地震の地震動の大きさが、建築基準法で想定している地震動の1.2倍程度であることにより制定した耐震基準である。</p> <p>・平成29年10月1日以降に建築する建築物の耐震強度について、「建設地周辺の地質や地震波の伝わり方等の調査をもとに適切に算定した地震動」により計算する場合には、1.2倍とする必要はない。</p> <p>また、耐震性のない既存建築物を耐震補強する場合には、耐震強度を建築基準法規定の1.2倍以上とすることは義務化していない。</p> <p>・県及び市町では耐震診断や耐震補強工事に対する補助事業、融資制度を実施しているのので、個別案件については相談していただきたい。</p> <p>【耐震診断に係る補助】 事業名：建築物等耐震診断事業 対象：S56.5.31以前の建築物ほか条件有</p> <p>【耐震補強工事に係る補助】 事業名：中小企業ホテル・旅館耐震化助成事業 対象：S56.5.31以前の建築物(ホテル・旅館)ほか条件有</p> <p>【耐震補強工事に係わる融資制度】 事業名：防災・減災強化資金(耐震補強TOUKAI-0型) 対象：ホテル・旅館ほか条件有</p>
2	ソーラーシェアリングにおける農地の一時転用許可の手続き簡略化	<p>・農業と太陽光発電事業を両立して行うソーラーシェアリングにおける農地の一時転用許可期間は3年以内であり、更新の都度許可をとる必要がある。</p> <p>・農地の一時転用の許可の審査期間は、事案によっては、長い時間を要する場合があります。事業の促進のために事務処理の迅速化を要望する。</p> <p>・農地の一時転用許可申請から2.3ヶ月経っても結果がおりていない事案がある。</p>	企業・団体	県 農地利用課	<p>「農地の一時転用」の申請手続きは、一般的な「農地転用」の申請手続きと同じである。</p> <p>農地法により、農地を農地以外の用途に利用しようとする者は、申請書を各市町農業委員会に提出し、県知事(権限移譲市町は市町長)の許可を受けなければならない。</p> <p>※平成30年6月現在、県は21市町に農地転用の許可権限を移譲している。(各市町は、農業委員会事務局に事務を委任している。)</p> <p>【農業委員会の処理】※3週間以内 農地転用の許可を受けようとする者は、農業委員会に申請書を提出する。農業委員会は申請書を受理した場合、現地調査等を行う等、その内容を確認し、申請書の受理後、国通知に基づき3週間以内に、申請内容が適当か否かの意見を付して県知事(権限移譲市町は市町農業委員会。以下「県知事等」とする。)に送付する。なお、意見書の内容は、毎月1回開催される総会等で決定される。(県知事等は、国通知を合理的と判断し準拠している。)</p> <p>【県知事等の処理】※2週間以内 県知事等は、農業委員会から意見が付された許可申請書が送付された場合は、その内容を審査し、許可又は不許可を決定する。標準的な事務処理期間については、国通知(県は静岡県許認可事務処理規程)に基づき2週間以内としている。</p>	現行制度内で対応可能と確認	<p>・農地転用の審査期間については、県知事等は国通知に準拠し、当該期間内に許可をしている。</p> <p>【県知事等の処理】 ・国では平成28年度に、第5次地方分権一括法に基づく改正農地法の施行に併せて国通知を改正し、県知事等が農業委員会からの申請を受理してからの許可期間を3週間から2週間に短縮し、県知事等も国に準拠して標準処理期間を短縮した。</p> <p>・県では、農地転用許可権限を移譲している各市町農業委員会を含む農業委員会からの農地転用許可に関する相談への随時対応のほか、研修会や毎月の事例検討会の開催により、判断基準の明確化や職員の資質向上に努めている。引き続き、市町農業委員会職員への支援を継続し、審査期間の短縮に繋げていく。</p> <p>・併せて、転用許可に係る権限移譲が進むよう未移譲市町に働きかけていく。</p> <p>・一方、法令で義務づけられている書類等に不備があった場合は、申請書の補正がなされるまで許可できないので、処理に時間を要している案件があることを承知はしているが、これは農地法が定める許可要件の「転用の確実性」の判断に係るものであることから、この点については御理解を頂きたい。</p> <p>・なお、ソーラーシェアリングにおける農地の一時転用許可の許可期間については、平成30年5月に国通知が改正され、一部条件はあるものの、10年以内とされる措置が既に取られている。</p>

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体 (部課)	所管課の検討結果			
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)	
		市街化区域の拡大・市街化調整区域の見直しを要望する。 工場や観光施設等の誘致を進め、雇用を確保し、地方創生に繋げたい。						
3	市街化区域・市街化調整区域の区域区分見直し	[湖西市]白須賀地域	湖西市(白須賀地域)の市街化調整区域が広く設定され、工場等の建設の妨げになっている。	企業・団体	県 都市計画課 静岡市 都市計画課	<p>・市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」)を行うか否かについては、都市計画法に基づき、県・政令市が都市計画区域(静岡県では21区域)ごとに策定する「都市計画区域マスタープラン」(以下「区域マス」)の中で定めている。</p> <p>・すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を「市街化区域」に設定し、市街化を抑制する区域を「市街化調整区域」に設定している。</p> <p>・「区域マス」「区域区分」ともに、県・政令市が、法定手続(関係市町の申出、都市計画審議会の審議、国土交通大臣の同意等)を経て、決定・変更することができる。</p> <p>(参考)「区域区分」を行っている都市計画区域:田方広域(伊豆の国市、函南町)、東駿河湾広域(沼津市、三島市、長泉町、清水町)、裾野、御殿場小山広域(御殿場市、小山町)、岳南広域(富士市、富士宮市)、静岡、志太広域(焼津市、藤枝市)、磐田、浜松、湖西</p>	条件を満たせば可能性あり	<p>・都市計画法は、「都市の健全な発展と秩序ある整備」(第1条)を目的とし、都市計画は「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定める」(第2条)こととなっている。</p> <p>・将来のまちづくりの方向性を示す「区域マス」は、こうした基本理念のもと、社会経済情勢の変化に合わせ、定期的に見直しを行っている。</p> <p>・市街化調整区域から市街化区域への編入(「区域区分」の変更)は、「区域マス」での位置付けを確認した上、土地利用の動向、インフラの整備状況、防災対策、地元合意形成などを総合的に勘案し、合理的・計画的な開発が見通される地区については随時変更を行っている。</p> <p>・御提案のとおり、地域経済の振興や雇用確保のため、工場や観光施設の誘致は重要であり、前述の条件が整った地区については、随時、市街化調整区域を市街化区域に編入している。最近では、工業団地の創出を目的とした静岡市恩田原・片山地区、三島市三ツ谷地区、産業交流拠点の創出を目指した沼津市東椎路地区などを市街化区域に編入した。</p> <p>・なお、市街化調整区域であっても、周辺環境との調和等一定の条件が整えば、開発許可を受けることにより、工場や観光施設の立地は可能である。</p>
4		[清水町]久米田地区	休耕田や資材置き場が広がっている特区周辺地域に、航空宇宙関連産業の集積を進めたい。					
5		[裾野市]	市街化調整区域の面積が広く、民間企業による事業展開が可能な土地が見つからないケースが多々ある。					
6		[富士市]富士川SA周辺・松野地区	富士川SAから浅間神社、富士山へのルート上にある松野地区について、自然・古民家・重要文化財等を活用した開発整備や、ホテル、温泉施設、体験型工場等を誘致したいが、市街化調整区域の制限により困難となっている。					
7		[静岡市葵区]流通センター近隣地域	第2東名やバイパス等が整備されアクセス良好で、企業が集積し、BCP対策の面からも問題ない地域だが、市街化調整区域により有効利用が困難となっている。					
8		[静岡市清水区]由比地区	静岡市と由比町合併時に、用途地域の指定のなかった土地が市街化調整区域に指定され、工場、住宅用建物(寮、アパート)建設の妨げになっている。					
9		[静岡市清水区]庵原地区	高速道路IC等交通アクセスが便利になる一方で業容拡大が進んでおらず、製造業、運送業、建設業者から工場進出のニーズが多く、市街化区域の拡大を求める。					

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体(部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
10	[焼津市]市街化調整区域内における水産加工場、冷蔵庫等建設の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> ・焼津市において、企業誘致、産業振興のために、市街化調整区域内でも柔軟に水産加工場、冷蔵庫等の建設が可能となるよう見直しを提案する。 ・焼津市内で、水産加工場、冷蔵庫建設等のニーズがあるものの、市街化調整区域等も多く、土地が手当てできない事象が散見される。 ・「土地がない」との理由で市外に用地を求めてしまうことのないよう、企業誘致、地域振興、雇用創出等の観点から、より柔軟な対応を願いたい。 	企業・団体	焼津市都市デザイン課	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域では、農林漁業者用住宅や農林漁業用施設等(水産加工場、冷蔵庫)の建設を市で認めている。 	<p>現行制度内で対応可能と確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度においても、市街化調整区域では、農林漁業者用住宅や農林漁業用施設等(水産加工場、冷蔵庫)の建設を市で認めている。
11	[焼津市・清水町]市街化調整区域内における工場等建設の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> ・焼津市、清水町の市街化調整区域において、柔軟に工場を建設可とするよう見直しを提案する。 ・特に、現状「技術先端型業種」等の要件があるが、先端産業以外の工場も建設可としてほしい。 ・市町内で、工場を整備したいが、移転候補地が見つからない。 	企業・団体	<p>焼津市都市デザイン課</p> <p>清水町都市計画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工場の立地については、静岡県の開発行為等の手引きを準用し、同基準を満足することが条件となる。 ・県開発審査会付議基準1「技術先端型業種の工場等」の付議基準は平成27年3月31日に廃止した。 ・平成26年度に、技術先端性の有無を問わず製造業及び情報通信業全般について同審査会付議を認める基準「地域振興のための工場等」を新設した。 ・ただし、市街化調整区域における「地域振興のための工場等」の建設にあたっては、県審査会付議基準である、「市町総合計画・市町都市計画マスタープランで位置付けされている地区である等」の要件を満たし、県開発審査会(概ね年6回開催)で承認される必要がある。 	<p>条件を満たせば可能性あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町総合計画・市町都市計画マスタープランにおける、土地利用の方針等の見直しについては、社会・経済情勢等の大きな変化があった場合には、必要に応じて検討していく。
12	[沼津市]岡宮北地区区画整理事業の用途地域見直しによる建築制限等の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・沼津市岡宮での店舗、事務所の建設にあたり、用途制限が計画の妨げとなっているため、沼津市岡宮北地区区画整理事業の地区名称、用途地域の見直しにより建築制限等を緩和してほしい。小規模店舗地区となっている平町岡一色線が沿道利便施設地区となれば建築物の幅が広がり地域活性化につながる。当該意見については、不動産業をはじめとする地域の数多くの事業者から賛同を得ている。 <p><具体的な提案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層住居専用地区(第一種低層住専)を一般住宅地区(二種中高層住専、一種住居、準住居)へ変更 ・小規模店舗地区(第一種中高層住専)を沿道利便施設地区(第一種住専)へ変更 	企業・団体	沼津市まちづくり政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画は、将来にわたり住民の身近な生活環境の維持、向上を図るため、地区レベルでまちづくりの方針を検討し、地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定める計画である。 ・岡宮北地区計画は地区住民で組織する「岡宮北区画整理まちづくり協議会」において検討を重ね、土地区画整理事業とともに平成14年3月14日に定められた。 ・従前の低層住宅地としての居住環境を守ってほしいとの意見がある中、戸建住宅を中心とした「低層住居専用地区」、周辺の住環境と調和のとれた、住区住民のための小規模店舗・飲食店の立地を許容する地区である「小規模店舗地区」が定められた。 	<p>継続検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区は、都市計画マスタープランにおいて、「広域からの道路利用者を受け止め、沼津駅周辺や市内観光地への玄関口としての役割を強化、また、土地区画整理事業により安全で質の高い居住空間を創出」する地区として位置付けられている。 ・本地区においては、土地区画整理事業により整備される地区施設の機能の維持・保全を図り、良好な住宅地の形成を計画的に誘導するとともに、幹線道路沿道には、その立地上の特性を活かした地区として、周辺の環境と調和した沿道利便機能を誘致し、良好なまちづくりを進めている。 ・地区計画を変更する提案については、住民が検討を積み重ね定めたものであることから、住民意向の把握に努めるとともに、土地利用の動向を見据えつつ、検討していく。
13	[湖西市]高度地区規制(高さ制限)の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・湖西市の地区計画区域内の高さ制限を撤廃するよう要望する。 ・湖西市内の土地でマンション活用やホテル事業展開を検討するも、駅前に限られた範囲を除いて高さ制限があり、計画の妨げになっている。 	企業・団体	湖西市都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・現在湖西市内では11の地区計画を設定しており、そのうち、高さ制限を設けているのは8地区である。 	<p>条件を満たせば可能性あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ制限を設けている地区の地区計画の目的は、良好な居住空間、地区環境を形成するためである。また、駅周辺や市役所周辺など高度利用を図る地区については、適した地区計画や用途地域を設定し、高度土地利用を誘導している。以上のことから、現在の地区計画区域内の高さ制限を撤廃する予定はない。 ・なお、高さ制限の除外規定を設けているので、個別案件については相談していただきたい。

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体 (部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
14	〔静岡市〕近隣商業地域における高さ制限の撤廃 【昨年度からの継続提案】	静岡市における幹線道路に面した近隣商業地域(容積率300%地域)は高度地区第5種(高さ制限31メートル)に指定されているが、高度地区指定解除(高さ制限なし)を要望する。	静岡県都市開発協会	静岡市都市計画課	・本市における高度地区は、市街地の高度利用を誘導する中心市街地などの商業地域や、住宅の建築が制限されている工業専用地域などを除き、周辺と比べて著しく高さの異なる高層建築物の無秩序な混在を抑制することにより、良好な住環境の維持・保全や秩序ある良好なまちなみ景観の創出など、市街地環境の整備を図り、都市として調和のとれた質の高い土地利用を実現するため、平成24年の都市計画変更により、5種類の高さの最高限度の制限を定めたものである。	条件を満たせば可能性あり	・提案の近隣商業地域における高さ制限の撤廃に関して、本市における近隣商業地域は、中心市街地に指定している商業地域に隣接する地域及び幹線道路の沿道に指定しており、一定の高度利用を誘導しているところである。 ・現状では、本市の近隣商業地域は、31mに満たない建物が主体の土地利用であること、また、31mを超えるような高層建築物の建築は、将来に向けて高度利用が見込まれる中心市街地における商業地域に誘導すべきであるため、容積率300%の近隣商業地域における最高限度の高さ31mの制限の撤廃の必要性はないと考える。
15	市街地のダウンサイジング(中心市街地の立体開発)	旧市街地にただ単に商業用途に指定してあっても機能せず、シャッター通り化した商業系用途を中高層住居系用途(容積率維持)へ変更する一方で、立体開発(容積率割増し)によるダウンサイジングでの商業集約化を推進すべきである。県が主体となり、各市町村への調整・変更実施の働きかけをお願いしたい。 【容積率緩和の具体例】 ・商業地域 容積率400%→600%、600%→800% ・近隣商業地域 容積率200%→300%	静岡県都市開発協会	県都市計画課	・容積率は、建築物と道路等の公共施設とのバランスを確保することを目的としており、市町により定められる用途地域ごとに指定される。 ・容積率の最高限度(建築基準法第52条第1項)は、用途地域の種別に応じて定められる。	条件を満たせば可能性あり	・用途地域に関する都市計画として定める容積率、建ぺい率は、市街地における建築物の密度、高さ、敷地の状況、道路の整備状況、その他の有効なオープンスペースの状況等を勘案し、市町が定めているが、具体の計画に合わせ助言を行なう。 ・商業地域の容積率を一律に引き上げるのではなく、個別計画単位の事業について、必要性や規模、有効な空地の確保による周辺環境への配慮などを総合的に勘案した上で、高度利用地区などの都市計画制度や、建築基準法による特例制度を活用するなどの対応により、必要な規模の建築物を建築することができると考える。 ・なお、市町によっては、壁面後退や広場空間の創出によるオープンスペースの確保、公共施設整備などの公共貢献を行うことで、容積率の割増を行なうなど地区ごとの計画に応じて緩和している事例もある。
16	用途地域の弾力的変更	コンパクトシティが都市政策の基軸となっているが、白地地域へのスプロール的な開発圧力は根強く、現行の土地利用規制のままでは有効な土地利用ができない。県が主体となり、各市町村への調整・変更実施の働きかけをお願いしたい。 【用途変更を緩和すべき例】 ①既成市街地にある工場跡地 ②都市施設(JR駅、高速道路IC、病院、大学等)に近接した事業用地 ③各市町のマスタープランに沿った事業用地	静岡県都市開発協会	県都市計画課	・各種土地利用に関する都市計画は、市町のマスタープランに沿って、周辺環境やインフラの整備状況等を総合的に勘案し変更を行なっている。	条件を満たせば可能性あり	・コンパクトシティ施策を進める上で、工場跡地や都市施設周辺等は有効に使っていくべきである。 ・都市計画は、社会経済状況の変化を踏まえ、適宜見直す制度であり、市町の具体計画に合わせ県は助言を行なう。

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体(部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
17	[牧之原市]土地利用事業の承認が必要となる面積(1,000㎡)の見直し	<p>・現状、一律1,000㎡以上の事業は、土地利用事業の承認が必要となっているが、太陽光発電等環境への影響が少ない事業は面積を緩和するよう要望する。特に下に記載の地域についての緩和してほしい。</p> <p>・土地利用において、1,000㎡にかからないよう、隣地の名義を変更して太陽光発電事業を行ったりする事例が発生している。</p> <p><特に緩和を求める地域> (・静波を含めた沿岸部については、震災以降、住居、工場いずれも需要が少なく、地価の下落が激しい。規制緩和により沿岸部の需要を掘り起こし活性化を図りたい。) (・布引原等の高台地域についても耕作放棄地等目立つようになっており、規制緩和による耕作放棄地の有効活用が可能になると思われる。)</p>	企業・団体	牧之原市都市計画課 牧之原市農林水産課 県自然保護課	<p>・当該制度は、法律や国要領等に基づくものではなく、各自治体が、地域の実情に応じて独自に指導要綱を定めて運用しているものである。</p> <p>・牧之原市においては、1,000㎡以上の区画形質の変更がある土地利用事業については市の承認が必要となっている。</p>	対応困難	<p>・太陽光発電設置事業については、一律に環境負荷が低いとは判断していない。市内では、大規模な山林伐採を伴う計画や急斜面に設備を設置する申請案件もあり、実際に土砂は流出した案件があることから、周辺住民の安全を考慮すると一定の指導は必要と考えている。</p> <p>・当市では、再生可能エネルギーの推進に努めており、太陽光発電を含めた設備容量は市内一般世帯使用料の2倍強である。また、年間で8件ほどの土地利用申請も出されている。</p> <p>・事業の一体性は、土地所有者、太陽光発電事業者、設備設置業者等を総合的に判断している。</p> <p>・太陽光発電事業に関する基準には、他事業では求めている敷地面積の一定割合以上の緑化基準を適用除外としており、また、場合によっては、調整池の整備が必要になるところ、調整池内への太陽光設備の設置も認めており、過度な指導とは判断していない。</p> <p>・沿岸部の太陽光発電目的の利用についても、牧之原市では承認を行っているが、県立自然公園の区域内については、自然環境や景観へ与える影響が懸念されることから、県条例により太陽光発電施設の許可基準及び届出基準を定め、設置に制限を設けている。</p> <p>・高台地域の荒廃農地は、ほとんどが青地(農業振興地域内 農用地区域内農地)であり、青地は長期に渡り農用地等として利用すべき土地として設定された土地であるため、農地法及び国通知の規定により、青地の農地転用は原則不許可である。</p>
18	[静岡市]実質農地となっていない青地(農業振興地域内 農用地区域内農地)の見直し	<p>・静岡市清水区由比地区の青地(農業振興地域内 農用地区域内農地)で、現状休耕地となっている土地区分の指定見直しを要望する。</p> <p>・実質農地となっていない青地を工場や居宅(寮、アパート)として活用しているが、当該制度に係る規制が土地の有効利用を阻害している。</p>	企業・団体	静岡市農地利用課	<p>・農用地区域内農地を指定している静岡市農業振興地域整備計画は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の健全な発展を図ることを目的として定められている。</p> <p>・当該計画により定められた農用地区域での土地利用は農用地等の用途に限定されている。</p>	条件を満たせば可能性あり	<p>・青地は、長期に渡り農用地等として利用すべき土地として設定された土地であるため、農業用途以外の転換が原則禁止されているが、農用地利用計画で定められている除外要件(青地以外に事業可能な土地がない等)をすべて満たす場合には、計画を変更することができる。(随時変更)</p> <p>・また、概ね5年ごとに実施する基礎調査の結果等により、山林原野化され今後農地として管理することができないことが判明した場合は、計画を変更する(定期変更)。</p>
19	[静岡市]介護保険サービス事業者(通所施設)管理者変更時の「参考様式2 職員状況」の提出廃止	<p>・静岡市の介護保険サービスに係る通所施設の、管理者変更時の「参考様式2 職員の配置状況」の提出を不要とすることを提案する。</p> <p>・藤枝市など、その他自治体は不要としている。</p> <p>・運営にかかる手続きが煩雑で事業の円滑な実施を阻害している。</p>	企業・団体	静岡市介護保険課	<p>・現在、本市において、通所介護を含め全てのサービスの管理者変更届の添付資料として職員の配置状況などを記載した、参考様式2の提出を求めている。</p>	対応予定	<p>・平成30年10月1日より、申請書等に係る提出書類の削減を内容とする介護保険法施行規則等の一部改正が施行されたことにより、本市においても、提出書類の削減について検討をしているところである。</p> <p>・今回提案をいただいた件については、通所介護だけではなく、全サービスで削減する方向で検討していくこととしている。</p>
20	[藤枝市]介護保険サービス事業者に係る管理者や共益費等の自費料金の変更時に要する事前相談の見直し	<p>・藤枝市の介護保険サービス事業者の管理者や共益費等の自費料金の変更時に要する事前相談を不要とすることを提案する。</p> <p>・静岡市など、その他自治体は不要としている。</p> <p>・運営にかかる手続きが煩雑で事業の円滑な実施を阻害している。</p>	企業・団体	藤枝市福祉政策課	<p>・事前協議については、介護保険法第78条の2第6項第4号の規定により指定しないことのできる指定地域密着型サービス事業所の指定について効率的に実施するため、新たに事業所を開設する際に行政指導として事前協議を行うよう事業者には依頼している。</p> <p>・提案事項として挙げられている管理者や料金等の変更時に要する事前相談は、事業者からの任意の申出により相談された事項に対して行った行政指導であって制度として設けているわけではない。</p>	現行制度内で対応可能と確認	<p>介護保険サービス事業者の管理者や料金等の変更に伴い、事業者から相談の申し出があった際には随時相談を受け付けているが、基本的には、管理者や料金等の変更時の事前相談は不要としている。</p>